

令和8年（2026年）7月24日

AMP12 合同会社

AMP1 一般社団法人

職務執行者 中垣 光博 様

姫路市長 清元 秀泰



姫路書写ソーラーパークに係る早期段階環境配慮書に関する意見について（送付）

「姫路書写ソーラーパークに係る早期段階環境配慮書」（以下「配慮書」という。）に関して、兵庫県環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）第7条の5の規定に基づき、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べます。

記

1 全般的事項

- (1) 連系変電所の設置及び連系変電所までの送電線の敷設についても、一体として発電所の建設と考えられるため、環境影響評価の対象事業として評価を実施すること。
- (2) 事業実施に伴う施工及び従前のゴルフ場造成時の切土、盛土箇所の劣化により、土壌の保水能力が低下し、土砂の流出が生じるおそれがあることから、近隣水域、陸域に影響が生じないよう調整池の設置を含めた対策を実施すること。
- (3) 環境影響評価概要書（以下「概要書」という。）以降の図書の作成にあたっては、分かりやすい説明を行うとともに、必要に応じて関係機関と協議すること。
- (4) 条例施行規則第4条の5に規定する意見のインターネットでの公表については、縦覧期間終了後も公表を継続することや、印刷を可能にすること等により積極的な情報提供に努めること。
- (5) 事業計画について、地域住民等に対して十分説明を行うとともに、住民からの問い合わせや意見については丁寧に対応すること。

2 個別的事項

(1) 大気質、騒音、振動

ア 工事車両の運行について、住宅地等の通過が想定されるため、大気質、騒音及び振動の影響を低減するよう配慮すること。

イ 供用時の発電設備（連系変電所及び連系変電所までの送電線を含む。）の稼働に伴う騒音について、早期段階配慮事項として選定されていないが、近隣住宅への影響を調査し、適切な配置を行うこと。また、低周波音の影響についても可能な限り低減するよう配慮すること。

(2) 水質汚濁

ア 事業実施想定区域の周辺には、地域の上水道や農業用水の水源として利用される夢前川

があり、工事に伴う濁水の発生等の水環境への影響が懸念されることから、これらの影響が生じないように、適切な事業計画とすること。

イ 配慮書では、地形改変及び施設の存在に伴う流況の変化及び水の濁りが早期段階配慮事項として選定されていないが、施設の供用に伴う雨水流出量の変化や近年の降雨形態の変化を踏まえ、既存の排水処理施設により濁水の流出を防止できる理由を概要書において具体的に記述すること。

(3) 植物、動物、生態系

ゴルフ場から太陽電池発電所への用途変更によって、人の管理箇所及び頻度が大きく縮小されることが見込まれ、残置森林の荒廃や周辺環境への影響を及ぼすことが懸念されることから、配慮書に記載する残置森林の適切な維持管理及び周辺環境との調和への最大限の配慮について、概要書において具体的に記述すること。

(4) 景観

事業実施にあたっては、姫路市景観計画で定める景観形成基準を順守すること。

(5) 廃棄物等

配慮書では配置や工事計画は決定していないものの、新たな土地の造成（切土・盛土等）については原則実施しないと記載されているが、概要書以降の手続きにおいて、工事詳細図面等により、兵庫県産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年兵庫県条例第23号）に基づく協議を行うこと。

(6) その他

姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例第12条第1項に規定する事業計画に係る協議を行うこと。